

## 熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るため、知事が、市町村が行う漁業集落環境整備関係事業のうち集落排水施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 補助金交付の対象となる事業と経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とする。

（補助金の交付決定の通知）

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第5条 緊急又はやむを得ない事由により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、補助金交付決定前着手届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項に規定する補助事業の内容等の変更事由は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア 費目（本工事にあつては工種）の新設又は廃止によるもの

イ 工事費の費目（本工事にあつては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあつては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの

（2） 事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

ア 手戻工事に伴うもの

イ 施行位置又は計画法線を変更するもの

ウ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの

エ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの

（3） 事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの

- 2 規則第7条第1項に規定する変更申請書は、別記第4号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書類を知事あてに提出しなければならない。なお、取下げのできる期間は、補助金交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第6号様式によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第7号及び8号様式によるものとし、その提出期限は、事業の完了日から起算して20日以内とする。

- 2 第1項の報告書の提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとする。ただし、補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、別記第10号様式の請求書に知事が別途指示する書類を添えて請求するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林水産大臣が別に定める期間とし、その期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

- 2 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年3月10日から施行する。

附 則  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業名	補助対象経費	対象施設	補助率		備考
			本土	離島	
漁業集落環境整備事業	漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知)及び漁村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2水港第2255号農林水産事務次官依命通知)に規定する事業の実施に要する経費	漁業集落排水施設	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	同 左	
災害関連漁業集落環境施設復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条の規定に基づき、国がその事業費の一部を負担する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担施行令(昭和26年政令第107号)第1条第9号の、漁港又は漁港区域内における同条第2号の海岸の災害復旧事業に関連する事業であって、農林水産大臣が認めた事業、又は漁港施設又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第3条の規定に基づく災害関連事業であって、農林水産大臣認めた事業、又はこの他、特に農林水産大臣が認めた漁港関係災害関連事業	漁業集落排水施設	別に国が定める率 (国庫補助のみ)	同 左	

別記第1号様式（第3条関係）

〇〇※<sub>1</sub>漁港〇〇※<sub>2</sub>事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

（市町村長氏名）

年度において〇〇※<sub>1</sub>漁港〇〇※<sub>2</sub>事業を下記のとおり実施したいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付要項第3条に基づき、補助金 円（補助事業に要する経費 円）を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（1）事業計画の総括表

事業の実施箇所			事業費	工事費	補助事業に 要する経費	補助率	負担区分				摘要
漁港名 漁場名	種類	所在地					国費	県費	市町村費	その他	
			円	円	円		円	円	円	円	市町村の財源内訳 一般財源 円 起債 円 寄附金 円 市町村議会議決年月日

備考

- ※<sub>1</sub>には漁港名を、※<sub>2</sub>には漁業集落環境整備事業（集落排水施設整備）、災害関連漁業集落環境施設復旧事業（集落排水施設整備）、漁村整備事業（集落排水施設整備）の別を記載すること。
- 事業の実施箇所の種類は、漁港法第6条に規定する漁港の種類を記載すること。
- 事業の実施箇所の所在地には、漁港は所在する地名（字名を含む。）を記載すること。
- 補助率欄には複数の補助率がある場合にはすべての補助率を記載すること。

(2) 工事費

イ 設計総括表

費目	工種	数量	事業費	県費	補助金算定内訳						備考
					補助率 /		補助率 /		補助率 /		
					事業費	県費	事業費	県費	事業費	県費	
			円	円	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 費目欄には、本工事費、附帯工事費、船舶及び機械器具費、営繕費、測量及び試験費、又は用地及び補償費の別を記載すること。
- 2 工種欄には、防波堤、護岸、岸壁、船揚場、泊地、航路、漁港施設用地、道路等を施行箇所別に記載すること。
- 3 複数の補助率がある場合は、それぞれの率ごとに補助金算定内訳を記載すること。

ロ 工事費内訳表

費目	工種	区分	細目	材料		数量	単位	単価	金額	備考
				名称	形状・寸法等					
								円	円	

備考

- 1 費目欄及び工種欄には、イ設計総括表の相当欄の記載事項と同様に記載すること。
- 2 区分欄には、基礎工、堤体工、上部工、附属工、用地費、補償費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費を記載すること。
- 3 細目欄には、床掘り、捨石、栗石、基礎くい、基礎ならし、石積工、ケーソン製作、ケーソン据付、方塊据付、現場打コンクリート工、回航、運搬費、安全費、営繕損料等を記載すること。

3 事業の完了予定年月日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付決定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度〇〇漁港漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、下記の法令等の規定に従わなければならない。
  - （1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
  - （2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
  - （3）農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）
  - （4）水産基盤整備事業補助金等交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付決定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度〇〇漁港災害関連漁業集  
落環境施設復旧事業（集落排水施設整備）補助金については、熊本県補助金等交付規則第  
4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定  
により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった災害関連漁業集落環境施設復旧事業（集落排水施設整備）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、下記の法令等の規定に従わなければならない。
  - （1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
  - （2）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
  - （3）農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）
  - （4）漁港関係災害関連事業等補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。



別記第3号様式（第5条関係）

〇〇※1漁港〇〇※2事業補助金交付決定前着手届出書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長氏名）

年度〇〇※1漁港〇〇※2事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に着手したいので、熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付要項第5条の規定に基づき、届け出ます。

記

交付決定前に着手する条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変などの事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から、補助金交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行わないこと。

別紙

整備計画の名称	事業名	事業型	地区名	事業実施主体	関係市町村	計画期間		当該内容			予定年月日		交付決定前着手を必要とする理由
						事業内容	総事業費(千円)	事業内容	事業費(千円)	国費(千円)	着工	完了	

備考

※1には漁港（地区）名を、※2には漁業集落環境整備事業（集落排水施設整備）、災害関連漁業集落環境施設復旧事業（集落排水施設整備）、漁村整備事業（集落排水施設整備）の別を記載すること。

別記第4号様式（第6条関係）

〇〇※<sub>1</sub>漁港〇〇※<sub>2</sub>事業補助金交付決定変更申請書※<sub>3</sub>

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

(申請者名)

年 月 日付け下環第 号で補助金の交付決定を受けた〇〇※<sub>1</sub>漁港〇〇※<sub>2</sub>事業について、下記のとおり {交付決定額を 円に (補助事業に要する経費を 円に) ・経費の配分を ・内容を} 変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付要項第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

事業計画変更書

1 変更の理由

2 変更事業の内容及び経費の配分

(1) 変更事業計画総括表

事業の実施箇所			事業費	事務費	工事費	補助事業に要する経費	補助率	負担区分				摘要
漁港名 漁場名	種類	所在地						国費	県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円		円	円	円	円	市町村の財源内訳 一般財源 円 起債 円 寄附金 円

備考

- ※<sub>1</sub>には漁港名を、※<sub>2</sub>には漁業集落環境整備事業（集落排水施設整備）、災害関連漁業集落環境施設復旧事業（集落排水施設整備）、漁村整備事業（集落排水施設整備）の別を記載すること。
- ※<sub>3</sub>は事業費及び補助金の額が増加する場合には、「交付決定変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付決定申請書」とする。
- { }書は、該当する事項を記入すること。ただし、中止又は廃止の場合は、{ }の記載を「中止（又は廃止）」に伴い」とすること。
- 変更事業計画総括表は、前回交付決定の金額を上段（ ）書すること。その他は、別記第1号様式に準ずるものとする。

(2) 変更工事費

イ 変更設計総括表

費目	工種	数量	事業費	県費	補助金算定内訳						備考
					補助率 /		補助率 /		補助率 /		
					事業費	県費	事業費	県費	事業費	県費	
			円	円	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 前回交付決定の金額を上段 ( ) 書すること。その他は、別記第1号様式に準ずるものとする。

ロ 変更工事費内訳表

費目	工種	区分	細目	材料		数量	単位	単価	金額	備考
				名称	形状・寸法等					
								円	円	

備考

- 1 前回交付決定の金額を上段 ( ) 書すること。その他は、別記第1号様式に準ずるものとする。

- 3 変更事業の完了予定年月日

別記第5号様式（第6条関係）

下環第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付  
決定変更及び追加交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度 漁港漁業集落環境  
整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付決定変更及び追加交付申請については、  
熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、 年 月 日付け下環第  
号による交付決定通知記の一部を下記のように変更したので、同条第3項の規定により  
準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 変更の対象となった事業の内容は、当該補助金交付決定変更及び追加交付申請  
書記載のとおりとし、その他については、 年 月 日付け下環第 号によ  
る交付決定通知のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
(前回までの交付決定額	金	円)

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額  
は、当該交付決定変更及び追加交付申請書記載のとおりとする。

別記第5号の2様式（第6条関係）

下環第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県漁業集落環境整備事業（集落排水施設整備）

計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度 漁港漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）の交付決定変更申請については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第6号様式(第8条関係)

漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)実施状況報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

(市町村長名)

年 月末現在の実施状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び熊本県漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)補助金交付要項第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施状況総括表

事業実施状況総括表( 月分)

漁港名 漁場名	工種	事業費	事務費	工事費	工事費内訳						県費内訳					
					本工事費	附带 工事費	測量 及び 試験費	用地 及び 補償費	船舶及 び機械 器具費	営繕費	補助 率	交付 決定 額	既 受領 額	不用 額	精算 額	返還 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

備考

- 1 工種欄には、別記第1号様式の記の2の(2)のイ設計総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 2 事業費欄、事務費欄及び工事費欄には、別記第1号様式の記の3のAの(1)の事業計画の総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 3 事業費欄、事務費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を2の内訳として記載すること。
- 4 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 5 県費内訳の交付決定欄には、最新の交付決定額を記載すること。

## 2 実施状況内訳表

漁港 事業実施状況内訳書( 月分)

本土・離島	事業主体		管理者	
-------	------	--	-----	--

工種	計画		実績		契約年月日	契約工期	工事完了年月日	検査年月日	検査員職氏名	備考
	数量	金額	数量	金額						
		円		円						

備考

- 1 工種欄及び計画の数量、金額欄には、最新のものを記載すること。
  - 2 実績の数量、金額欄には、工種欄、計画(数量、金額)欄に対応して事業実施した実績の数量及び金額を記載すること。
- 
- 1 契約年月日欄には、当初の契約年月日を記載すること。
  - 2 契約工期欄には、契約した工期を記載すること。契約変更したときは、契約変更後の工期を記載すること。
  - 3 工事完了年月日欄には、工事の実施竣工日を記載すること。
  - 4 このほか、添付書類として当初契約書の写し・契約変更したときは、変更契約書の写し・工事完了したときは、竣工検査調書の写しを添付すること。

## 3 契約別進捗状況調書

契約別進捗状況調書( 月分)				市町村名										漁港(漁場)名	支払額	支払日			
工事番号	設計額 (下段:変更)	請負額 (下段:変更)	請負者	進捗状況(%)												県確認検査日 及び職氏名	支払額	支払日	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
計	円	円															支払額計	円	

備考

- 1 本調書には、2に記載した契約に相当するものを記載すること。
- 2 工事番号欄には、市町村において設定した工事番号を記載すること。
- 3 設計額、請負額欄の下段には最新の変更設計、請負額を記載すること。
- 4 請負者欄には、代表者名も記載すること。

別記第7号様式(第9条関係)

〇〇漁港〇〇事業実績報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

(申請者名)

年 月 日付け下環第 号で補助金の交付を受けた〇〇漁港〇〇事業を下記のとおり実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)補助金交付要項第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業別実績表

事業名	漁港名 漁場名	交付決定			計画				実績				摘要
		番号	年月日	変更 年月日	事業費	負担区分			事業費	負担区分			
						国費	県費	市町村費		国費	県費	市町村費	
					円	円	円	円	円	円	円	市町村の財源内訳 一般財源 円 起債 円 寄附金 円	

備考

- 1 交付決定の変更年月日は、最終変更の年月日を記載すること。
- 2 計画(事業費、負担区分(国費、県費、市町村費))欄には、最終承認などのあった金額を記載すること。



## 2 事業完了年月日

## 3 事業実績総括表

〇〇事業実績総括表

漁港名 漁場名	工種	事業費	事務費	工事費	工事費内訳						県費内訳					
					本工事費	附帯工事費	測量及び試験費	用地及び補償費	船舶及び機械器具費	営繕費	補助率	交付決定額	既受領額	不用額	精算額	返還額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

### 備考

- 1 工種欄には、別記第1号様式の記の2の(2)のア設計総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 2 事業費欄、事務費欄及び工事費欄には、別記第1号様式の記の2の(1)の事業計画の総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 3 事業費欄、事務費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を2の内訳として記載すること。
- 4 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 5 県費内訳の交付決定額欄には、最終の交付決定額を記載すること。

## 4 工事費実績内訳表

〇〇漁港工事費実績内訳書

本土・離島	第 種漁港 ( 漁場)	事業主体		管理者	
-------	----------------	------	--	-----	--

工種	計画		実績		契約年月 日	契約工期	工事完了 年月日	検査 年月日	検査員 職氏名	備考
	数量	金額	数量	金額						
		円		円						

### 備考

- 1 工種欄及び計画の数量、金額欄には、最終承認などのあったものを記載すること。
- 2 実績の数量、金額欄には、工種欄、計画(数量、金額)欄に対応して事業実施した実績の数量及び金額を記載すること。
- 3 契約年月日欄には、当初の契約年月日を記載すること。
- 4 契約工期欄には、契約した工期を記載すること。契約変更したときは、契約変更後の工期を記載すること。
- 5 工事完了年月日欄には、工事の実施竣工日を記載すること。

5 取得財産調書

名称	形状寸法	数量	単価	価格	検収年月日	耐用年数	備考

別記第8号様式(第9条関係;事業を繰越した場合)

〇〇漁港漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)年度終了報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

(申請者名)

年 月 日付け下環第 号で補助金の交付を受け翌年度へ繰り越した〇〇  
漁港 事業の会計年度が下記のとおり終了しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条  
及び熊本県漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)補助金交付要項第9条の規定  
に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績総括表
- 2 工事費実績内訳表

(注) 記の1・2の様式は別記第7号様式に準ずる。

別記第9号様式（第10条関係）

下環第 号  
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県漁業集落環境整備関係事業（集落排水施設整備）補助金交付  
確定通知書

年 月 日付け下環第 号で交付決定しました 年度熊本県漁業集落環境  
整備関係事業（集落排水施設整備）補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の  
規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1	交付確定額	金	円
2	交付決定額	金	円

別記第10号様式(第11条関係)

年度〇〇漁港漁業集落環境整備事業(集落排水施設整備)補助金(概算払)請求書

年 月 日

熊本県知事 様

(住 所)  
(市町村長氏名)

年 月 日付け下環第 号で補助金交付決定通知があった〇〇漁港漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)補助金について、下記により交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県漁業集落環境整備関係事業(集落排水施設整備)補助金交付要項第11条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 口座振替先 銀行 本・支店 普通・当座 No.
- 3 支出計算明細内訳書

(概算払、前金払、精算払、部分払)

補助 事業名 (1)	事業箇所 (2)			総事 業費 (3)	補助 基本額 (4)	補 助 率 % (5)	実施 事業費 (5)	進捗 率 % (6)	所要額(7)			補助金 交付 決定額 (8)	補助金相当額(9)			摘 要 (10)
	市 郡	町 村	字						前回 まで	今回	計		前回 まで	今回	計	
				円	円		円		円	円	円	円	円	円	円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(市 町 長 氏 名 ) 印

※添付書類

- 工事請負等契約書の写し
- 県の確認検査調書の写し(工事等完了の場合)